

## 第3章 「北九州市特別支援教育推進プラン」の策定

### 1. プランの趣旨及び位置付け

子どもたちが社会や環境の変化に対応しながら自己の能力や可能性を最大限に発揮し、地域社会の一員として社会参加していくための支援体制を整えることや第2章で述べた課題等を改善していくため、本市の特別支援教育の方向性を掲げた「北九州市特別支援教育推進プラン」（以下「プラン」という。）を策定します。

本プランは、「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」で示した方向性や目標をより具体化したものとして位置付けます。

プラン策定後は、学識経験者や教育、福祉、保健及び医療分野の関係者等により構成される「北九州市特別支援教育連携協議会」等でも特別支援教育の在り方を注視し、「元気発信！子どもプラン（第2次計画）」や「北九州市障害者支援計画」等との連携も図りつつ、特別支援教育の一層の推進につなげていきます。

### 2. プランの期間

この計画の期間は、平成29年度から概ね10年後を見据えた特別支援教育の目指す方向性を示します。

なお、計画の内容については、特別支援教育をめぐる国内外の動向、課題の変化等も考えられることから、5年後をめどに必要な見直しを行います。

### 3. プランの方向性

特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級などの場限定して実施されるものではなく、教育的ニーズのある子どものいる場面全体に関わるものです。

そのためには、教育的ニーズのある子どもの実態把握を適切に行うとともに、「いつでも」「どこでも」「どの学校でも」「どの教職員からも」一定レベルの適切かつ効果的な支援を受けられるよう、全市的な体制を整えていくことが極めて重要です。

平成20年3月に「子どもの未来をひらく教育改革会議」から出された提言「北九州市特別支援教育の充実に向けて」においても、「特別支援教育は、障害のある子どもだけの問題ではない、障害のない子どもも含めて、すべての子どもがそれぞれのニーズに応じて、きめ細かな指導、成長を伝えられるのが市民の願いである。そして、そのことが市民全体で共有すべき目標のイメージである」と言及されています。

つまり、教育的ニーズのある子どもたちへの指導・支援の充実が、引いては北九州市全体の教育支援体制の整備・改善につながっていくことが期待されています。

以上のことから、本市においては、学校教育法や障害者基本法、障害者差別

解消法などの関係法令の趣旨や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市立学校・園教職員向けガイドライン」の内容等を十分に踏まえた上で、教育的ニーズのある子どもと他の子どもが共に育ち合う教育環境の整備、通常のカリキュラムにおける個別の配慮の充実、専門的な指導・支援の充実、人材の育成、外部人材等の活用等に取り組み、インクルーシブ教育システムの構築に結び付けていきます。

こうした取組を踏まえて、子どもたちの可能性を生かす・引き出す教育の充実や子どもたちの「わかる」・「できる」喜びの実感につなげ、子どもたちの「生きる力」の育成につなげていきます。

また、子どもたちや保護者、市民に対して、互いの人格や多様性、個性を尊重することの大切さを伝え、障害者理解を促進し、誰もが学びやすく、生活しやすい環境を整備していくことにより、共生社会の形成に結び付けていきたいと考えています。

#### 4. 「5つの視点」

今後の取組の中核として、大きく「5つの視点」を設定して、特別支援教育の推進を図っていきます。この「5つの視点」を踏まえた特別支援教育の在り方については、第4章で詳しく説明します。

##### 【5つの視点】

##### (1) 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実

(子どもたちへの支援の在り方等)

- ① 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気づくりなどの工夫
- ② 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知
- ③ 「個別の指導計画」、 「個別の教育支援計画」 及び「移行支援計画」の作成・活用
- ④ 「交流及び共同学習」の推進
- ⑤ 就労支援の充実、福祉等との連携

##### (2) 相談支援体制の整備（保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等）

- ① 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実
- ② 相談窓口等を分かりやすく周知
- ③ 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進

##### (3) 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（専門性確保の在り方等）

- ① 教職員の指導力及び専門性の向上
- ② 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター等への研修の充実

- ③ 専門性の継承、中核教員の育成
- ④ 外部人材等の配置・活用、多面的な支援の充実

(4) 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）

- ① 特別支援教育の理解促進（市民や関係機関、教職員、子どもたちへの情報提供）
- ② 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介
- ③ 「交流及び共同学習」の推進
- ④ 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど

(5) 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）

- ① 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備
- ② 特別支援教育の対象者数の増加等への対応

【「5つの視点」を踏まえた特別支援教育推進体制のイメージ図】

